

使用データについてのガイドライン*

『日本経済研究』編集委員会

当編集委員会では、一般への公開が難しい個票データを用いた論文を受け付ける際、新たなガイドラインを設けることとした。投稿者に「データの概要」について一定の開示を求めることが柱である。背景には、(1)個票データを用いた投稿論文が増加している、(2)それらのデータには往々にして利用制限があり、結果の再現性が審査過程で十分吟味しにくい、(3)査読学術誌としては、一定のルールを設けることにより、論文間で不公平のない対応をとるべきである——などの点がある。

本ガイドライン策定にあたっては、海外のトップ・ジャーナルにおける対応例を参考にしつつ、日本におけるデータ利用環境も考慮に入れ、実情に即した枠組みをつくる点を重視した。ここでは、同ガイドラインの内容と、策定に至った背景・考え方を紹介する。

1. 問題の背景

近年、いわゆる「個票データ」の利用が拡大している。ここで言う「個票データ」とは、個人、企業単位といった集計されていないデータを指すもので、多くの場合、クロスセクションデータやパネルデータなどの形態をとる。従来利用できなかった豊かな情報を含む個票データを活用した研究の蓄積は歓迎すべきものである。『日本経済研究』においても、個票データを利用した投稿論文数は、ここ数年、増加の一途にある。

経済学の実証研究は、科学的な研究として、その研究の再現性が担保されることも大切である。換言すれば、利用データに関する情報が不十分であったり、再現性が確認できなかったりする場合、その研究の質には大きな疑問符が付くこととなる。しかし、個票データは利用制限が課されていることが多く、そのデータを用いて結果の再現性を確認するということが通常は困難である。これは、マクロ経済統計など誰でもが入手できるデータを使った実証分析と大きく異なる点である。

このことは、本誌のような学術誌が、査読を経て良質の論文を掲載するという役割を

* 当誌が本ガイドラインをまとめるにあたっては、国立社会保障・人口問題研究所の西村幸満氏、酒井正氏、独立行政法人労働政策研究・研修機構の内田寛子氏、広渡あや乃氏、内閣府経済社会総合研究所の田口博之氏(現・財務省財務総合研究所)、市川正樹氏には、意見交換会にご出席いただき、貴重なご意見をいただいた。個票データに関する具体的対応事例などについて、『日本経済研究』52号以降に掲載された著者の方々には、予備調査にご協力いただいた。また、*American Economic Review*ならびに *Econometrica* のエディターには、両誌の利用データ規定に関する実際の運用状況に関して情報提供をしていただいた。ここに謝意を示したい。

果たす上で、少なからぬ障害をもたらす。科学的な実証研究と言えるためには、分析の再現性が担保されることが必要であり、いわんや、データの改竄や分析の捏造などがあるてはならない。理論モデルとの整合性を判断するにあたっては、利用データに関する十分な基礎情報も必要である。しかし、データに利用制限がある状況では、こうした点について十分な吟味ができず、「信頼性」を含めた審査に万全を期すことができない。

海外のトップ・ジャーナルは、後述するとおり、論文審査にあたり使用データの公開を義務づけている場合が多い。しかし、データの利用環境には国によって差がある。わが国において、公開の要件を満たせない論文を機械的に審査から排除することは、有為な研究の発表の場をいたずらに狭めてしまう危険性をはらむ。実情に即した現実的なルールが求められている。

ガイドラインが必要になっているもう1つの理由は、個々のケースについてその場その場の判断をしていくのでは、どうしても論文ごとに不公平が生まれる懸念があるということである。データに関する問題は、レフェリーの査読やそれを受けて編集委員会から改訂を求める過程で浮上することが多い。個票データでは利用期間にも制限がついていることが多いため、データの問題が結果的に採否を左右してしまう可能性がある。投稿者の機会損失を避けるためにも、論文受付時からルールが透明になっていることが望ましい。

本ガイドライン策定にあたって当編集委員会の念頭にあったのは、以上のように、(1)掲載論文の質と信頼性を高める、(2)日本の実情に即した現実的なルールを設け、投稿機会をいたずらに狭めない、(3)論文(著者)間で不公平が起きないようにする——の3点である。これらをすべて満足させるのは難しいが、後述するガイドラインは様々な工夫によって、これらのバランスをとった結果である。

以下では、第2節で、本誌の審査過程で実際に発生している問題とそれに対する基本的な考え方を紹介する。海外のジャーナルでは同様の問題に対して、どのような対応をしているのか、それを紹介するのが第3節である。第4節では、ガイドラインを策定するための予備調査として、本誌の既掲載論文について「データの概要」を回答してもらった結果を紹介する。最終節では、今後の『日本経済研究』におけるガイドラインを示す。

2. 審査過程で発生した問題

個票データで問題が発生するのは個票データに「利用制限」があるためである。これまでに本誌の審査過程で発生した問題は、大きく2つに分けられる。第1が「利用者」に関する制限、第2が「利用期間」の制限である。

1つ目の「利用者」の制限は、データを利用できるのが著者(もしくは、著者を含む特定の研究グループ)に限られるため、第三者による結果の再現ができないという問題である。これは、

タイプ a. データ提供元との契約により、データ利用者が著者に限定されるデータ

タイプ b. データが高額であり、事実上、データ利用者が著者に限定されるデータ

タイプ c. 被験者の匿名性の確保が特に厳重に管理されているデータ

などに起こりうる¹。このようなデータを使用している論文の審査中、レフェリーがデータの閲覧を要求することがある。この要求に対し、編集委員会としてどのように対応すべきであろうか。選択肢としては、データの閲覧が困難な場合、(1)レフェリーに対してデータの捏造はないという前提で審査を求める、(2)閲覧できないデータを用いた論文自体、審査対象としない——の2通りが考えられるだろう。

この問題に関して基本に置くべき原則は、(2)の「再現性のチェックができない場合は、そもそも審査対象とすべきではない」だろう。この原則を適用すれば、投稿を受け付ける論文は全て再現が可能であり、再現性のチェックに関する公平性が維持される。

これに対し、例えば、再現性の確認をレフェリーあるいは編集委員会が要求した場合のみ行うとしてみよう。仮に同じデータを使った論文が2つあった場合、一方の論文でデータの提供を求められ、それに応じることができずに不採用になり、もう一方の論文ではデータの提供を求められなかった、といったことも起こりうる。このようにケースバイケースで対応することは、著者間の不公平を引き起こしかねない。

2つ目の「利用期間」の問題は、データ使用期間に制限が設けられており、著者にすらデータ利用権がなくなる、という問題である。データ使用期間制限によって、著者が編集委員会からの改訂(リバイズ)要求に応じることができないケースが発生しうる。この場合、改訂ができないことを斟酌して、編集委員会は採用・不採用の判断(レフェリーは審査)をすべきであろうか。それとも、編集委員会からの改訂依頼に著者が対応できない場合、論文は不採用とすべきだろうか。

この問題に関する考え方の基本は、「改訂や加筆が、データの利用期限のために不可

¹ 各要因が複合的に発生する場合もある。

能であっても、それに配慮して評価基準を下げるべきではない」ということだろう。レフェリーの要求する水準に届かなかった理由が、技術的なものであれ、データ利用制限故であれ、それらを区別して対応すべきではない、ということである。つまり、データ利用制限によって改訂が困難である場合は、他のデータで補完する等、その状況下における最善の対応がなされるべきであり、その対応の結果を受けて編集委員会は採用・不採用を判断すべきである、というのがここでの基本的見解である。区別して対応してしまえば、著者間の不公平に繋がることは言うまでもないし、データ利用期間の制限を利用して投稿するというモラルハザードを助長する懸念もある²。

ただし、2 問題に対する上記の原則を即座に適用すれば、本来は採用されるべき有意義な論文をいたずらに排除してしまう可能性がある。これは、タイプ a～c のような一般への公開が難しいデータを使った分析がかなり多いという、日本におけるデータ利用環境の実情に深く関係している。原則は原則として踏まえつつも、より現実的な対応を検討する必要があると考えられる。そのヒントを探るため、海外の事例を次節で探った。

3. 海外のジャーナルにおける対応

海外ではこうした問題にどのように対処しているのであろうか。トップ・ジャーナルとされる *American Economic Review* (以下、*AER* と呼ぶ) や、*Econometrica* では、広く周知されている通り、利用データ規定 (*AER*: Data Availability Policy、*Econometrica*: Replication Policy) をその投稿規程で明記している³。*AER* のガイドラインによると、掲載に際して以下の点を著者に求めている⁴。

- ・論文で使用したデータについては、正確、詳細な記述を行うこと (“data used in the analysis are clearly and precisely documented”)
- ・結果を再現しようとする他の研究者に利用可能なデータであること (“data used in the analysis are readily available to any researcher for purposes of replication”)
- ・採択決定論文については、結果の再現をするのに十分なデータ、プログラム、計算過程 (computation) 等を *AER* に提出すること (“must provide to the Review, prior

² 『日本経済研究』では、投稿論文を 6 段階で評価し、そのうち上位 3 段階が採用または条件付き採用となる。例えば、3 段階目の評価 (条件付き採用可、ただし修正は比較的困難と思われるが、修正次第で採用する) との評価を受けた論文が、データ制約によりこれ以上の改訂ができなくなるという理由で、正式採用をしてしまうことは不適切であろう。なお、掲載論文のうち半分以上の当初評価はこの 3 段階目の評価である。

³ *AER* 型の Data Availability Policy を適用しているジャーナルは、*Canadian Economic Journal* や *Journal of Political Economy* 等多数存在する。

⁴ http://www.aeaweb.org/aer/data_availability_policy.html 参照。

to publication, the data, programs, and other details of the computations sufficient to permit replication”)

特に注目すべき点は、著者から *AER* に提出されたデータ等が、*AER* のウェブページでも公開される点である。

ただし、全ての論文についてデータの公開が行われているわけではなく、例外も認められている。前述のタイプ a に相当する proprietary data と呼ばれる権利・契約関係のために公表できないデータや、タイプ c などのような一般に利用できないデータを使用している論文については、データが非公開となっている⁵。このようなデータを使った分析について *AER* では、再現性確認のために第三者の研究者がデータを利用できるかどうかを投稿時にエディターに知らせることを義務化している (“The Editor should be notified at the time of submission if the data used in a paper are proprietary or if, for some other reason, the requirements above cannot be met.”)⁶。そして、掲載論文に関しては、論文とセットで利用データに関する概要説明資料が *AER* のウェブ上で公開される。概要説明資料には、なぜデータを公開できないのか、仮に他の研究者がそのデータを取得する場合にはどのような手続きが必要であるのか、といったことが明記されている⁷。

4. 既掲載論文の予備的調査

上記の *AER* 「利用データに関する概要説明資料」を1つの参考に、日本でも同様の情報開示が可能か、予備的な調査を試みた。『日本経済研究』第52号(2005年10月発刊)から第60号(2009年1月発刊)までの掲載論文著者にご協力いただき、将来の開示を前提として使用データに関する情報提供を求めた。

図1のような調査票を送付し、入手方法や費用、第三者のアクセス方法などを尋ねた(調査時期は2009年8月)。回答の内容と並んで、回答協力が得られるのか、記入を躊躇するような項目があるか、という点がここでの関心である。個票データを利用していた23論文に依頼を行い、19論文から回答を得た。

⁵ 例えば、ある企業のカatalog・オーダーに関するデータ(Conlin, O’Donoghue and Vogelsang, 2007)、刑務所出所後の個人データ(Kling, 2006)、国が実施する労働調査の個票データなど(Wachter and Bender, 2006)。

⁶ さらににはプログラム、結果の導出方法に関するメモを提出することも求めている。

⁷ これらの情報は、“Link to Data Availability” というファイルにまとめられ、論文とともに *AER* のウェブ上で公開されている。

図1 掲載論文著者に対する調査票

貴論文の使用データについて、以下の項目についてご回答ください。

(記入例につきましては、添付ファイル【記入例.pdf】をご参照ください。)

著者名	
論文タイトル	

(使用データの概要)

名称	
具体的な内容	
サンプル期間	
調査時期	
提供者・提供組織	
取得方法	
データ取得にかかる費用 (10万円以上か否か)	
第三者のアクセス方法 (難しい場合はその理由)	
その他特記事項	

注1) 論文で使用されている個票データについてご記入ください。

注2) 記入欄のサイズはご自由にご変更ください。

注3) サンプル期間とは、対象となるデータに関する時期、調査時期とはそのデータを調査した時期を示します。調査時期については、官庁統計であれば、当該統計の調査方法に依拠して時期をお示し頂ければ結構です。独自調査によるデータであれば、その調査の実施期間をご記入頂ければ結構です。はっきりわからない場合は、わからない旨を記述し、その理由を可能な範囲でお答え下さい。

注4) 費用は分かる範囲で結構です。

『日本経済研究』編集委員会
(連絡先) jcer_journal@jcer.or.jp

調査結果を要約すると以下の通りである。

- ① 個票データは、入手方法別に以下の4パターンに大別できる⁸。
1. データベースを保有する企業等からの買い切り型の購入データ
例：ある期間の企業財務のデータ、CD-ROM等のメディアに記録されたデータ
 2. データベースを保有する企業等からの期間契約型の購入データ
例：契約しているデータ提供会社のサイトから随時ダウンロードできるデータ
 3. 公的機関等へ申請して入手するデータ
例：官庁への目的外使用申請によって利用できるデータ
 4. 各種プロジェクトによるデータ構築、関係機関メンバーのみが利用できるデータ
例：COEプロジェクトにおいて作成されたデータ
- ② 今回情報を収集したクロスセクションデータやパネルデータを使った論文のうち、大多数の論文で、データ利用権限が著者(もしくは、著者を含む特定の研究グループ)に限定されていた。個別のデータごとに違いがあるため、パターン1~4が、前述のタイプa~cのどれに該当するか、単純な対応付けは難しい。しかし、件数的に多いパターン3や4のデータは、データ提供元との契約によりデータ利用者が著者に限定される(タイプa)要素をもつデータであるし、パターン1や2の多くは、タイプaの要素に加えてデータが高額なためにデータ利用者が著者に限定される(タイプb)要素を持つ場合が多い。そして、被験者の匿名性の確保の問題が絡むデータ(タイプc)も少なからずある。
- ③ 図1の調査票への記入状況をみると、非回答項目はあまりなく、著者にとって使用データに関する詳細な情報の提供は十分に可能であることを確認することができた⁹。

⁸ このほか、地域別の地価(地価公示)や各国のマクロデータ(国際機関統計)など地域別・国別データを用いた分析も調査に含めたが、入手が容易で利用にほとんど制約がないため、以下ではこのカテゴリーを除いて説明している。

⁹ 実際の記入結果については、付録1を参照。

5. 今後の『日本経済研究』におけるガイドライン

以上の調査結果からは、「再現性のチェック」を重視しデータの公開を要件とすると、データ提供元との契約などにより、査読対象にできない論文が相当数にのぼりそうなことが確認できた。その一方で、利用データに関する情報の開示については特段大きな障害がないこともわかった。

『日本経済研究』が査読付きの学術雑誌として果たすべき役割は、良質な論文を掲載することであると同時に、データの改竄や分析の捏造を防ぎ、再現性を担保することも当然の使命である。

そこで、これまでの掲載論文に関する調査や海外ジャーナルにおける運用を踏まえ、『日本経済研究』における個票データに関する当面の考え方を以下の通りとする¹⁰。

1. 『日本経済研究』では、「再現性のチェックができない場合は、そもそも審査対象とすべきではない」との考え方を原則とする。
2. ただし、あくまでセカンドベストではあるが、わが国の個票データ利用に関する実情を踏まえて、「使用データ(個票)の概要」を一定のフォーマットに則って著者が記入することで、投稿を受け付けることにする。また、この「使用データ(個票)の概要」を『日本経済研究』の誌面やウェブページ上にも掲載することで、掲載論文の実証結果の信頼性を担保する助けとする。
3. データの一般公開が可能な場合は、2に加え、著者のウェブページ等にデータを公開することも促す。
4. データ利用期間の制限等、データの利用条件によって論文の改訂が困難になる場合、そのような制限を考慮し「採用」とする基準を下げることはしない。

上記2の「使用データ(個票)の概要」の公開は、データ取得にかかる基礎情報が一覧できるようになることを意味する。一般に利用できる経済データと比べ、個票データの利用方法やデータ作成方法など、個票データに関する情報は体系化されていない(実際には、体系化は困難)。そのような中で、「使用データ(個票)の概要」のような情報は、以下のような副次的なメリットも産むことを強調しておきたい。第1に論文中では通常説明されることのないデータに関する「第三者のアクセス方法」が明記されるというメリットである。データ改竄等の抑止力につながるという効果や他研究者が同様の研究を

¹⁰ 「当面」とは、個票データの利用を巡る環境が変化しない限りの期間を意味する。

行いたい場合の参考になるというメリットが期待されるだろう。第 2 に、「将来の公開予定」が示されるというメリットである。将来において再現性の確認が可能ながわかれるとともに、同データを用いた拡張的・発展的な研究が可能になることが他研究者に認知されることに繋がる。なお、原則として『日本経済研究』第 52 号(2005 年 10 月発刊)以降について、「使用データ(個票)の概要」の公開を行う予定である。

そこで、今後の『日本経済研究』における個票データを使った論文に関するガイドライン(「使用データについてのガイドライン」)として以下を定めることにする。

1. 原則として、分析に用いたデータは編集委員会の求めに応じて提出できることを投稿要件とする。
2. 個票データのような第三者の利用が難しく、論文審査プロセスにおいて再現性が確認できないデータを利用している場合、以下のいずれかの条件を満たすものについてのみ投稿を認める。
 - ①何らかの手続きを踏めば、著者以外の研究者もデータの取得が可能なデータ(例えば、目的外申請による個票データ)
 - ②現在、一部の関係者(例：特定の機関やプロジェクトに所属している者)しか利用ができないデータであっても、将来的に他の研究者が利用できるデータ(例えば、将来的に、著者のウェブページや東京大学社会科学研究所のデータアーカイブ(SSJDA: Social Science Japan Data Archive)等からデータを取得可能にするケース)
 - ③再現性を確認する場合に限定して、レフェリーもしくは編集委員会が利用できるデータさらに、著者には以下 2 点を求める。
 - ・ 投稿用のカバーレターにある「使用データ(個票)の概要」へ記入するとともに、公開を承諾すること¹¹
 - ・ データの一般公開が可能な場合は、著者のウェブページ等にデータを公開すること
3. データ利用期間の制限等、データの利用条件によって論文の改訂が困難になる場合、そのような制限を考慮した審査は行わない。
4. なお、上記を満たすデータを使った分析であっても、データについて被験者や調査された企業等が、調査結果が学術用途で利用されることを認めていない場合、投稿を受け付けない。

なお、この考え方を踏まえると、2 節にて提示したいいくつかの問題に対する解答は以下ようになる。

¹¹ 付録 2 に、『日本経済研究』ウェブページでのデータ情報の公開イメージを掲載。

Q: 一般利用が難しい個票データを使用している論文の審査中、レフェリーがデータの閲覧を要求することもある。この要求に対し、編集委員会としてどのように対応すべきか。

A: レフェリーと編集委員会に対する(再現性を確認する場合に限定した)データの閲覧が可能であれば、その手続きを著者に求める。それが難しい場合には、レフェリーに対して、データの改竄や分析の捏造等はないという前提で査読を求める。ただし、将来的に改竄や捏造が判明した場合は、『日本経済研究』誌面でその旨を公表し、掲載を取り消す。

Q: データ使用期間に制限が設けられており、著者のデータアクセス権がなくなることによって、編集委員会からの改訂要求に応じることができない。

A: データが利用できないことが原因で改訂が行えない場合には不採用になる可能性があることを投稿受付時に著者に伝え、それが著者に承諾された論文についてのみ受け付けることとする。なお、データを利用できなくとも、何らかの改訂により、編集委員会からの改訂要求に応じることができるのであれば、それは問題とはならない。

『日本経済研究』は1971年に発刊され、35年を超える歴史を持つ経済学術誌である。研究者に広く論文発表の場を提供することで、経済学の発展に寄与している。有力誌としての信頼を得るために、論文の公募とレフェリー制という仕組みを今後も堅持すると共に、今回のデータに関する問題への対処のように、時代の変化に応じた変革を進めていきたいと考えている¹²。

¹² この5年程の間の主な変革としては、投稿規定の改訂、採用率の公表、著者への審査経過の定期的伝達、全掲載論文の電子化、掲載論文のアクセスランキングの公表などが挙げられる。

参考文献

- Conlin, M., T. O' Donoghue, and T. J. Vogelsang (2007) "Projection Bias in Catalog Orders," *American Economic Review*, Vol. 97, No. 4, pp. 1217-1249.
- Kling, J. R. (2006) "Incarceration Length, Employment, and Earnings," *American Economic Review*, Vol. 96, No. 3, pp. 863-876.
- von Wachter, T. and S. Bender (2006) "In the Right Place at the Wrong Time: The Role of Firms and Luck in Young Workers," *American Economic Review*, Vol. 96, No. 5, pp. 1679-1708.

付録 1-1 掲載論文著者から提供された情報

(全ての人が金銭的成本を(ほとんど)かけずに取得可能なデータ)

著者名	沓澤隆司、山鹿久木、水谷徳子、大竹文雄
論文タイトル	犯罪発生の地域的要因と地価への影響に関する分析

(使用データの概要)

名称	地価公示
具体的な内容	東京都 23 区内の住宅地の地価
サンプル期間	2005 年
調査時期	同年 1 月 1 日時点の地価を調査
提供者・提供組織	国土交通省
取得方法	同省がホームページを通じて公表しているデータを使用
データ取得にかかる費用 (10 万円以上か否か)	10 万円以下(無料)
第三者のアクセス方法 (難しい場合はその理由)	ホームページへのアクセスにより可能
その他特記事項	

付録 1-2 掲載論文著者から提供された情報
(データベースを保有する企業等からの買い切り型の購入データ)

著者名	大坪 稔、三好祐輔
論文タイトル	日本企業の完全子会社化に関する実証研究

(使用データの概要)

名称	(1) Japan Corporate Watcher (2) 日経テレコン (3) 株価 CD-ROM (4) 財務 CD-ROM (5) EOL DB Tower Service
具体的な内容	(1), (2) 完全子会社化に関する情報 (3) 株価 (4), (5) 財務データ
サンプル期間	1999 年度から 2004 年度
調査時期	1999 年度から 2004 年度
提供者・提供組織	(1) PHP 研究所 (2) 日本経済新聞デジタルメディア (3), (4) 東洋経済新報社 (5) EOL 社
取得方法	(1), (2), (5) インターネット経由の有償データベース、(3), (4) CD-ROM の購入
データ取得にかかる費用 (10 万円以上か否か)	(1) トライアル期間中のため、無料 (2) 大学全体での契約のため費用は不明 (3) 約 9 万円 (4) 約 60 万円 (5) 約 60 万円
第三者のアクセス方法 (難しい場合はその理由)	(1), (2), (5) に関しては、当該企業と契約、(3), (4) については当該企業より購入しており、全て再現可能
その他特記事項	なし

付録 1-3 掲載論文著者から提供された情報
(公的機関等への申請)

著者名	安部由起子
論文タイトル	総報酬制と年金・健康保険料負担 一雇用形態別の分析

(使用データの概要)

名称	パートタイム労働者総合実態調査(個人票)
具体的な内容	全国から一定の基準のもとに抽出された事業所で働くパートタイム労働者の中から抽出されたパートタイム労働者の個人に関するデータ
サンプル期間	2001 年
調査時期	10 月
提供者・提供組織	厚生労働省
取得方法	承認統計 調査票の目的外使用申請
データ取得にかかる費用 (10 万円以上か否か)	10 万円以下
第三者のアクセス方法 (難しい場合はその理由)	申請者のみ利用が可能
その他特記事項	

付録 1-4 掲載論文著者から提供された情報

(各種プロジェクトによるデータ構築、関係機関メンバーのみが利用できるデータ)

著者名	参鍋篤司・齋藤隆志
論文タイトル	企業内賃金分散・仕事満足度・企業業績

(使用データの概要)

名称	労働組合員総合意識調査
具体的な内容	労働組合員を対象としたアンケート調査。 各労働組合を通じて配布・回収。
サンプル期間	1990年から2004年
調査時期	調査時期は各労働組合ごとに異なる
提供者・提供組織	社団法人国際経済労働研究所
取得方法	執筆者の一人(齋藤)が同研究所で非常勤準研究員として勤務し、いくつかのプロジェクトに協力。特別に使用許可を得た。
データ取得にかかる費用 (10万円以上か否か)	10万円以下(無料)
第三者のアクセス方法 (難しい場合はその理由)	同研究所関係者以外は不可。ただし、レフェリー、編集委員会が結果の再現性チェックのためにデータを閲覧・使用することは可能。
その他特記事項	将来的にデータ公開の予定はない

付録2 『日本経済研究』ウェブ上でのデータ情報の公開イメージ

【59】2008年7月発行

筆者	タイトル	全文	データ
徳井丞次、乾 友彦、落合勝昭	資本のヴェンテージ、研究開発と生産性—複数資本財の場合の投資スパイク分析	📄	
尾関淳哉	Malmquist 指数を用いた地方空港の生産性変化の計測	📄	
大坪 稔、三好祐輔	日本企業の完全子会社化に関する実証研究	📄	
北條雅一	日本の教育の不平等—教育ジニ係数による計測	📄	📄
周 燕飛	若年就業者の非正規化とその背景:1994—2003年	📄	📄

使用データの
概要ファイル

■ 日本の教育の不平等—教育ジニ係数による計測 📄

使用データの概要 📄

北條雅一

本稿の目的は、我が国における教育の不平等を数量的に把握し、その近年の傾向を検証することである。1950年代以降、中等・高等教育進学率は上昇を続け、国民1人当たりの平均就学年数は増加したが、高学歴化が進展する中で教育の分配が平等化したのか否かという点に関する分析はこれまでおこなわれてこなかった。本稿では、国勢調査の集計結果から就学年数のジニ計数を算出して教育の不平等度を計測し、その時系列の変化の要因および男女間、年齢階層間、都道府県間の比較をおこなった。その結果、(1)我が国の教育分配の不平等度は全体としては低下傾向にあるが、一律に教育の平等化が進展しているわけではない、(2)女性も男性に比べて教育の分配が平等である、(3)平均就学年数と教育ジニ係数の間には逆U字型の関係がある、の3点が明らかとなった。

■ 若年就業者の非正規化とその背景:1994—2003年 📄

使用データの概要 📄

周 燕飛

本稿は個票データを用いて、若者が非正社員になる理由、非正社員になる若者の属性、および近年の非正社員増加の要因について分析を行った。その結果、まず、「不本意」に非正社員になった若者が近年増えていることや、同一年齢階層でも、就職時期が後になればなるほど非正規就業率が高いことなどがわかった。さらに、若者非正規就業率が上昇する要因を分解した結果、マクロ的な景気変動や労働需要の変化と考えられる共通変動要因が、若年非正規就業率の増加に大きな影響を及ぼしている可能性があることが分かった。それ以外では、労働力供給側における女性や未婚者の増加も目立った原因の1つである。

URL: http://www.jcer.or.jp/academic_journal/jer/index.html